吉川和良税理士事務所 ニュースレター 2021 年 7 月号

YOSHIKAWA TAX JOURNAL

一人飲みを交際費で 処理していませんか?

注目トピックス

01 | 一人飲みを交際費で

処理していませんか?

事業の代表者が一人で飲食をした際の費用を交際費と して処理したことが仮装隠蔽であるとして、重加算税が 課された事例をご紹介します。

特集

02 | 新型コロナ FAQ と在宅勤務 FAQ が更新

国税庁が新型コロナFAQと在宅勤務FAQをそれぞれ更新し、合計 5 問が追加されました。新型コロナや在宅勤務についての実務上疑問が生じそうな点について解説します。

03 | 相続開始直前の不動産購入による 節税が東京高裁でも否認

相続直前に銀行借入をして不動産を購入し節税を図ったケースで、一審に続き東京高裁でも国側が勝訴し、相続人の訴えば退けられました。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | できるリーダーは、

「これ」しかやらない(PHP 研究所)

「褒めるべきか叱るべきか……そも そもあまり話しかけない方が良い の?」上司と部下の関係が複雑化し ている昨今、メンバーが自ら動き出 す「任せ方」のコツを掴むことが、 できるリーダーにとって欠かせない スキルと言えます。



